

長野県屋外広告物条例の規定に基づく 規制地域の指定の検討について

長野県 建設部 都市・まちづくり課
第60回 長野県景観審議会

屋外広告物規制（物的規制と地域規制）

長野県の区域 （県条例の適用範囲内）

※ただし、長野市、松本市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町の区域は除く

地域規制

禁止地域

- ・ 道路等展望地域
- ・ 住居専用地域
- ・ 風致地区 など

許可地域

- ・ 道路等展望地域
- ・ 駅前広場 など

特別規制地域

※地域の特性に合わせた独自の規制

- ・ 軽井沢町、白馬村 など

物的規制 （全域に及ぶ）

1. 表示禁止物件

橋、道路上のさく、信号機、
よう壁、カーブミラー
などへの設置を禁止

2. 禁止屋外広告物

- ・ 地色彩度15以上を使用
- ・ 蛍光塗料を使用
などの広告物を禁止

禁止地域

原則として屋外広告物を表示・設置してはならない地域

①都市計画法に定められた

- ・ 住居専用地域（第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層）
- ・ 風致地区のうち知事が定める地域

②道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域

◆適用除外

- ・ 選挙運動のために表示・設置するもの
- ・ 営利を目的としない一定基準内のもの
- ・ 表示面積の合計10m²以下の自己用広告物
- ・ 著名な地点又は公共的な施設への案内のための広告物で、市町村長の許可を受けたもの など

許可地域

屋外広告物を表示・設置には許可が必要な地域

- ①道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域
- ②JR等の駅前広場で、知事が別に定める地域

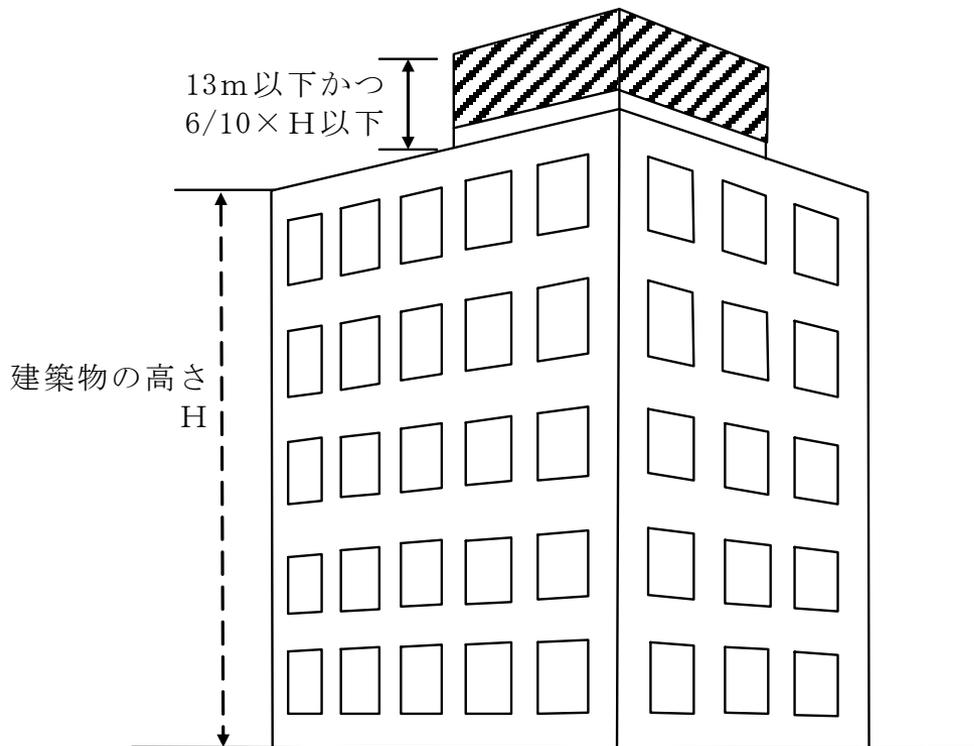
◆適用除外

- ・選挙運動のために表示・設置するもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・表示面積の合計15m²以下の自己用広告物
- ・著名な地点又は公共的な施設への案内のための広告物で、市町村長の許可を受けたもの など

許可の基準

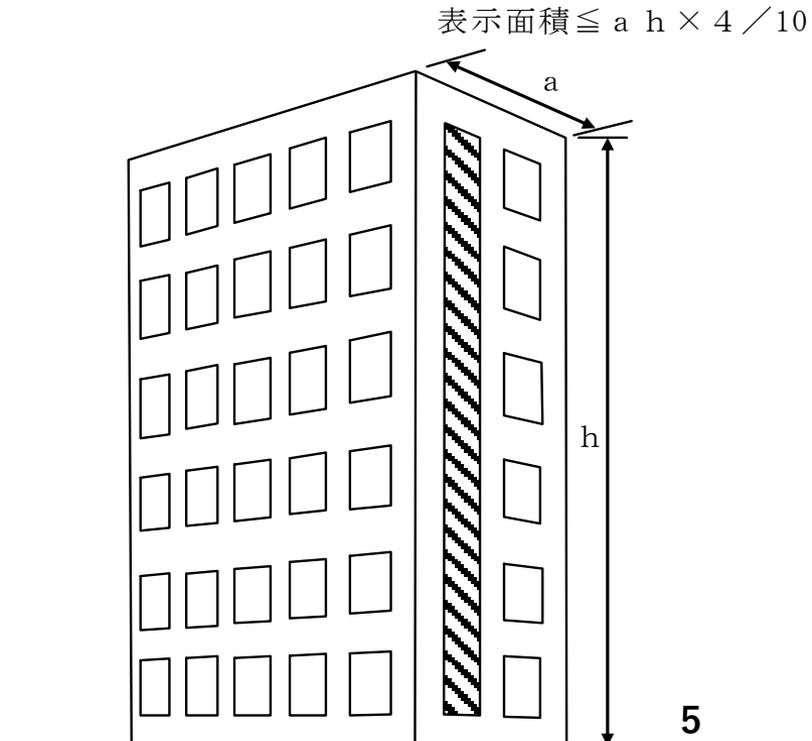
①屋上広告物

- 広告物本体の高さ：13m以下
- 建築物の高さの6/10以下
- 建築物から横にはみ出さないこと



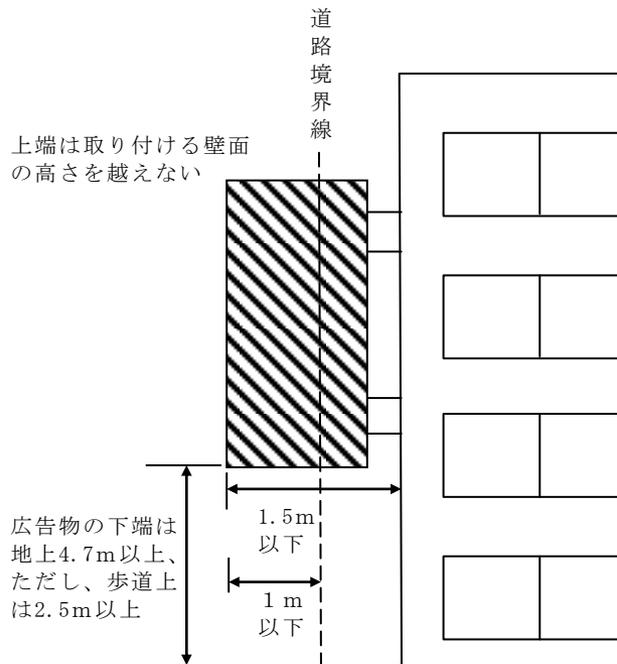
②壁面広告物

- 表示面積：合計が広告物を表示する壁面の4/10以下



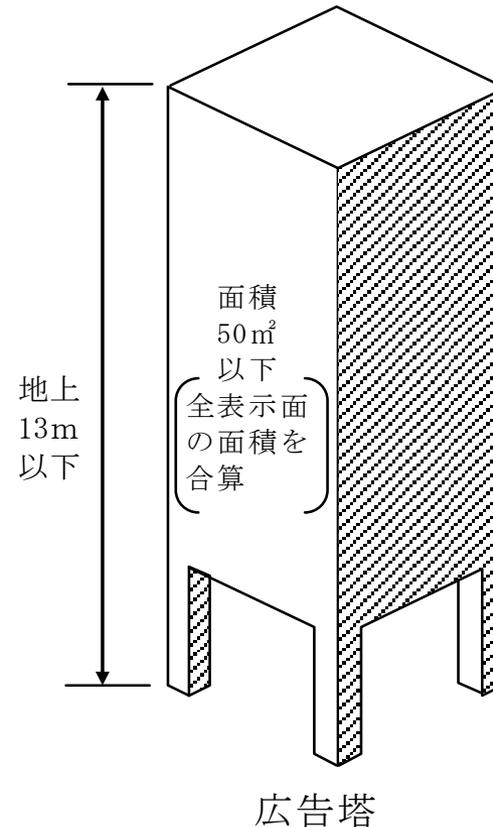
③袖看板

- 下端の高さ：道路から4.7m（歩道上は2.5m）以上
- 壁面からの出幅：1.5m以下
- 道路上の出幅：1.0m以下
- 壁面の上端を越えないこと

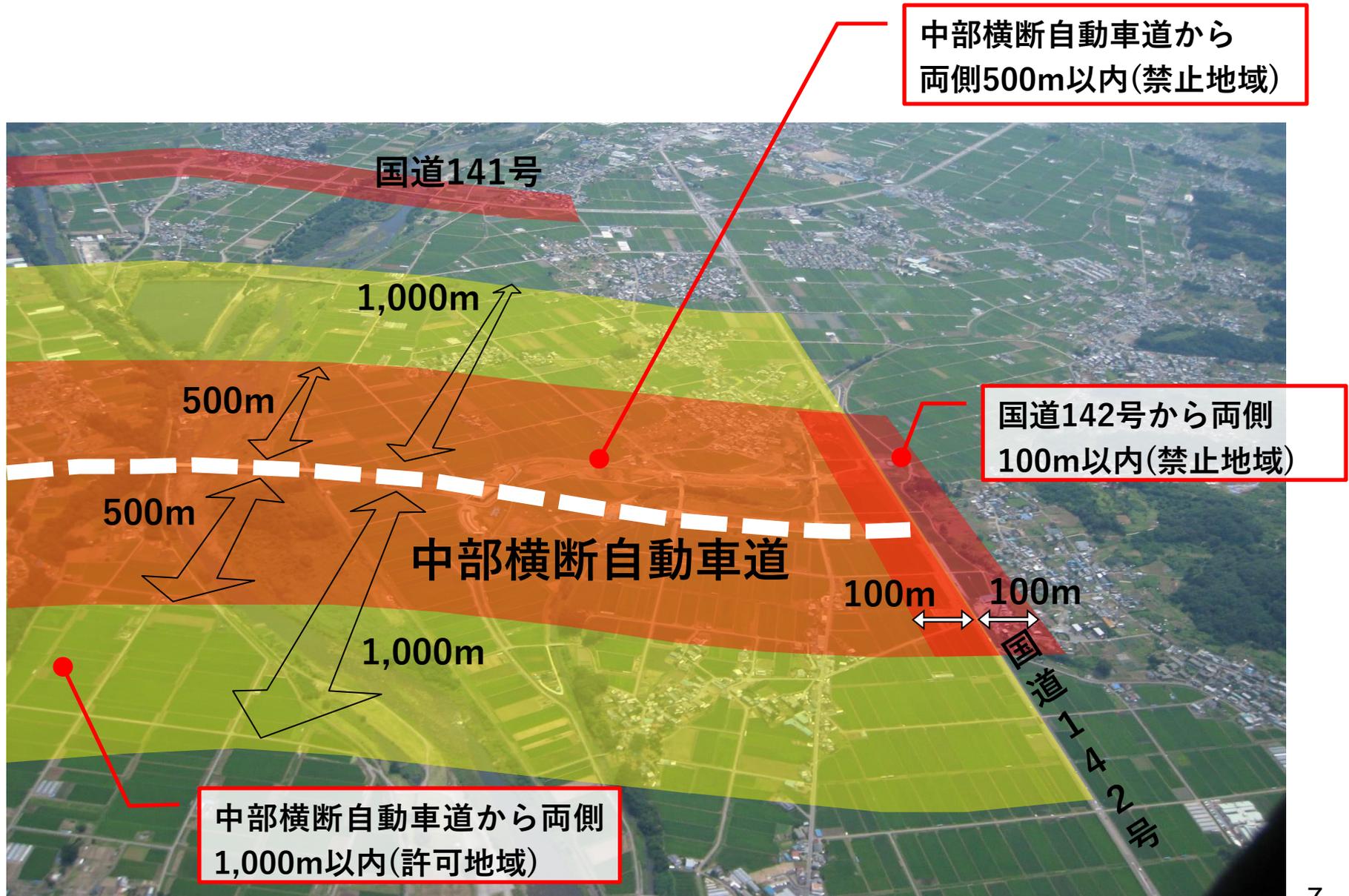


④地上に設置する広告物等

- 高さ：13m以下
- 表示面積：合計50m²以下



屋外広告物条例による地域規制の例



規制地域指定のガイドライン（長野県）

道路等に接続する禁止地域・許可地域の指定等の基準

■ 指定方針

- ・ 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
- ・ 景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、
又はこれらを展望できる道路
- ・ 既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間
 - ※ 指定路線から視認できない広告物を除く

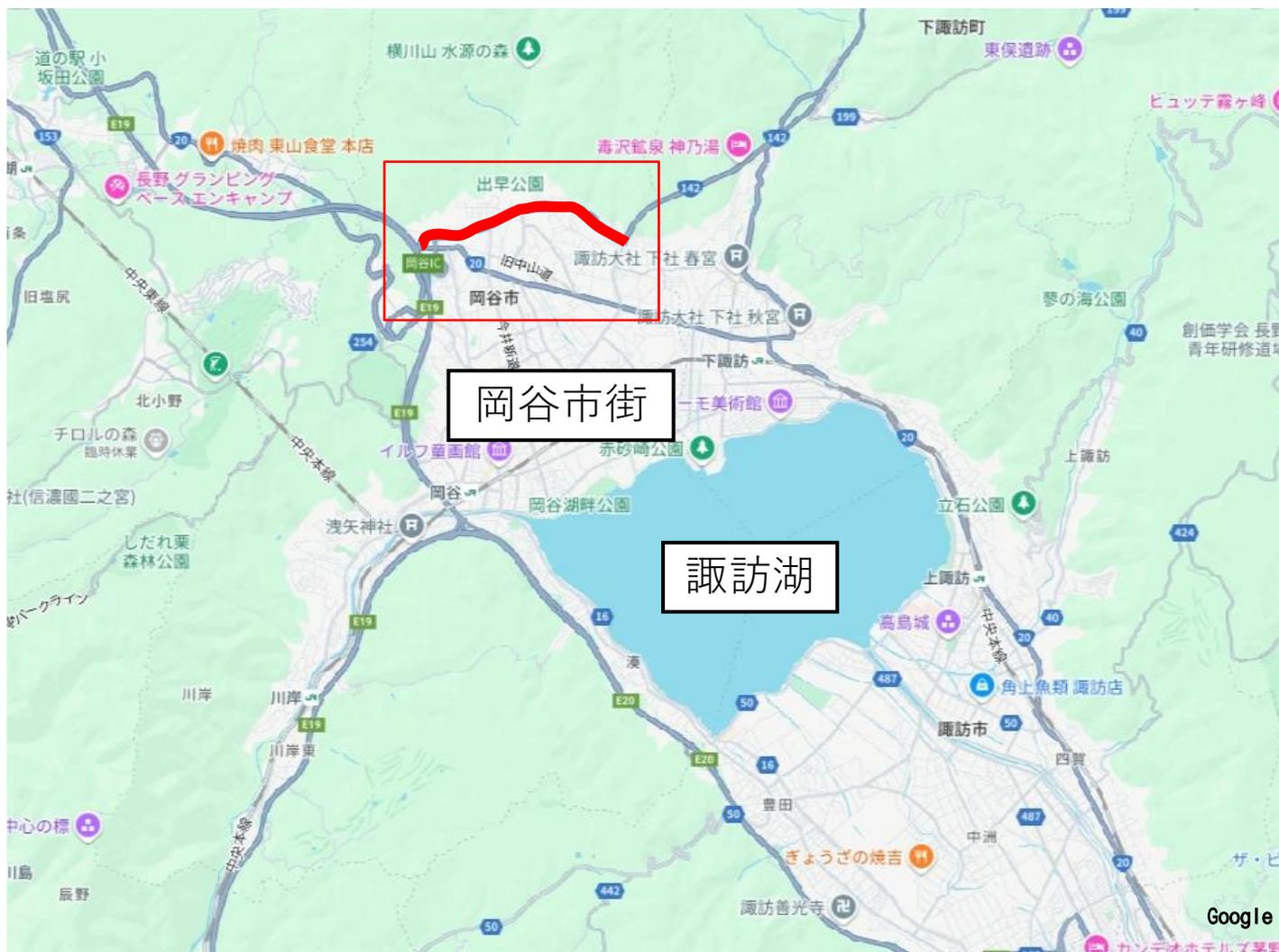
■ 規制地域の範囲及び種類

- ・ 当該地域の地理的、景観上の特性
- ・ 当該地域に係る土地利用規制との整合性
- ・ 当該地域の将来的な経済活動と良好な景観育成とのバランス
- ・ 地域指定により違反広告物となる物件の数及び猶予期間中の適正化の見通し
- ・ 地元住民及び市町村による当該地域における景観育成のための活動の状況を考慮の上検討

一般国道20号 下諏訪岡谷バイパス

【概要】

国道20号の渋滞解消や交通安全確保を目的に新設。延長約2.9km



屋外広告物 規制地域

検討内容

■ 指定検討する区間および範囲

区間：下諏訪岡谷バイパス

範囲：両側各100m以内（禁市地域）

両側各300m以内（許可地域）

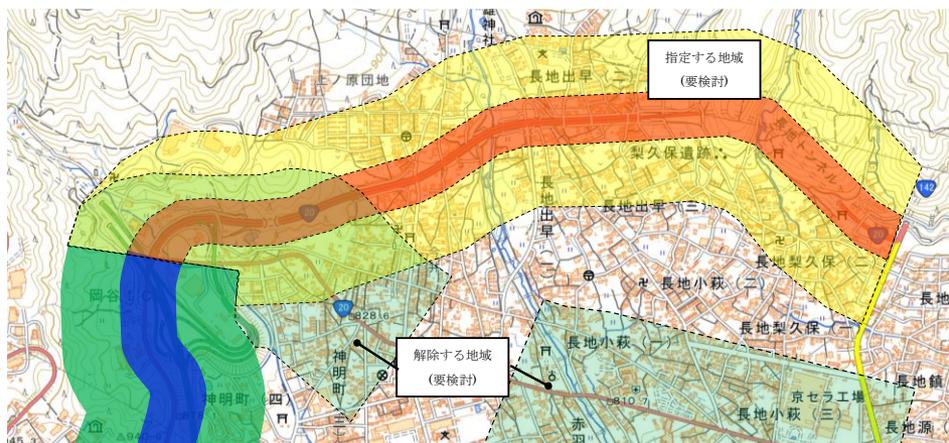
■ 現地の屋外広告物設置状況

沿道には、既存の屋外広告物を

複数件確認済み

■ 指定解除を検討する区間

区間：一般国道20号の指定済みの地域



規制検討地域の現況

下諏訪方面



規制検討地域の現況

下諏訪方面



トンネル上部に設置された事例



指定に向けた手続き

■既存広告物の確認

沿道に表示・設置されたの既存広告物の確認

■関係市町村（岡谷市）への意見照会

屋外広告物条例により、規制地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない
(屋外広告物条例第4条第2項、第8条第3項)

■地元周知

岡谷市広報誌への掲載や沿道住民への説明等を依頼予定

■県民意見公募手続き（パブリックコメント）